

平成17年3月7日

上場会社代表者 各位

株式会社 名古屋証券取引所

代表取締役社長 畔柳 昇

大幅な株式分割の実施に際してのお願い

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、証券市場の円滑な運営にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

これまで、当取引所では、株式投資単位の引下げを通じて個人投資者層の市場参加を促すことが証券市場にとっての重要な課題であるとの認識に立ち、株式投資単位の引下げに向けたアクション・プログラムを策定、実施するなど上場会社各社にご理解とご協力をお願いして参りました。

こうした中、最近では、極めて大幅な株式分割が実施され、それに伴う新株券の交付までの間に一時的かつ大幅な需給の不均衡が生じ株価の急激な変動を招く事例が見受けられます。また、こうした株式分割によって株式投資単位が著しく低下した場合には、過度に投機的な売買を招くおそれも懸念されます。

そこで、上場会社各社におかれましては、株式分割の実施に際して次の点に御留意くださいますようお願いいたします。

1. 株式数が株式分割前の5倍を超えることとなる株式分割（いわゆる1：5分割超）の実施をご検討されている場合には、市場の安定性に鑑み複数回に分けて段階的に実施するようお願いいたしますとともに、仮に株式数が5倍超となる株式分割を一度に行う必要がある場合には、①当該分割の目的、②当該分割後の配当方針及び③目標とする株主の増加数など当該分割比率決定の根拠等を投資者に対して詳細に開示するようお願い申し上げます。
2. 株式分割後の投資単位が1万円を下回るような株式分割の実施は、投機的売買を招く可能性がある点などを踏まえ慎重にご検討くださいますようお願いいたしますとともに、仮にそのような株式分割を行う必要がある場合には、①当該分割の目的、②当該分割後の配当方針、③目標とする株主の増加数など当該分割比率決定の根拠及び④当該分割により見込まれる株主管理コストの増加が収益に及ぼす影響等を投資者に対して詳細に開示するようお願い申し上げます。
3. 最近では、転換社債型新株予約権付社債（C B）の発行後間もない時期に株式分割が行われる事例も見受けられますが、株主が新株券の交付を受けるまでには50日程度の期間を要す

る一方で、株式分割の直前にC Bを引き受けた者が転換により速やかに株券を取得・売却できるのは公平性、透明性を欠くのではないか、といった指摘がなされているところでございます。

そこで、上場会社各位におかれましては、C B発行後6か月程度の間は株式分割の実施を極力避けるようお願いいたしますとともに、仮に当該期間内に株式分割を行う必要がある場合には、①当該株式分割の目的、②既発行C Bの残存額、③当該既発行C Bの転換条件、④分割後に既発行C Bが全額転換された場合の増加単元株数、⑤既発行単元株数を投資者に対して詳細に開示するようお願い申し上げます。

なお、新株予約権の発行に関しても同様の対応をお願いいたします。

敬具